

1 . 調査の背景と目的

大阪国際空港は昭和 34 年（1959 年）7 月、運輸省より空港整備法による第一種空港に指定され、大阪国際空港と改称し今日に至っている。以後、昭和 30 年～48 年（1955～73 年）のわが国の高度経済成長の過程で、同空港は目覚ましい発展を遂げていった。一方、昭和 39 年（1964 年）6 月にジェット旅客機が就航して以来、航空機による騒音等の公害が深刻な問題となった。

昭和 42 年（1973 年）8 月に「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（以下「航空機騒音防止法」という）が制定され、昭和 45 年（1970 年）から移転補償事業による当該地域の民間所有の土地買収が始まったものの、これらの移転補償事業による土地買収方法は権利者からの申し出による買収であったため、市域内には蚕食状態の移転跡地（以下「跡地」という）が点在する結果になった。

その後、航空機の低騒音化等による発生源対策の進捗により、航空機騒音等が改善されることにより、第 2 種区域騒音エリアの縮小見直しが、昭和 62 年（1987 年）、平成 10 年（1988 年）の 2 度にわたって実施された。

一方、昭和 62 年（1987 年）2 月には大阪府側で、平成 5 年（1993 年）3 月には兵庫県側において空港周辺地域における緑地整備をすることが、都市計画決定され大阪国際空港周辺緑地事業（緩衝緑地や利用緑地）として、跡地の一部において整備事業が進められてきたが、現在においても未利用地等が市域内に数多く点在し、当市のまちづくりの阻害要素となっている。

本調査では、第三次豊中市総合計画における当市の将来像として「活力あふれる個性的・自律的なまち」として目指すところの「まちづくり」と「産業再生」の視点に立って、長期間にわたりまちを分断し空洞化させている跡地と、その周辺の低未利用地を含む土地の利用計画の策定を目的とするものである。

このため、本年度は個別の跡地について土地条件等により類型化し、土地再編・整備手法について提案するとともに地元意向調査を行い、また、「大阪国際空港周辺地域の移転跡地利用計画の策定調査」に係わる研究会を設置し、跡地の利用計画について関係者間での課題の共通認識や意見交換等を実施した。

なお、策定調査は跡地の有効活用事業推進のための基礎調査として行ったものであり、事業化に向けては現行制度上の課題や検討項目が多く残されているため、関係機関との調整が必要である。さらに、事業化に際しての具体的な跡地の有効活用については今後の検討課題とする。